

日本財政学会選挙規則

第1条 理事の定数は37名とし、うち25名を選挙によって選ぶ。当選した理事は所属機関及び所属機関の所在地が偏しないように考慮して、会員から12名を選ぶ。

第2条 選挙は立候補によらない。

第3条 投票は投票用紙の郵送もしくはオンライン投票によるものとする。投票の具体的な実施方法については、常任理事会において別に定める。

第4条 投票は5名連記によりこれを行う。

第5条 当選者の決定は、最高得票から順次25名を選び、得点同数の場合は、開票立会常任理事抽選によることとする。

第6条 開票は、日本財政学会事務所において2名以上の常任理事立会の下にこれを行う。

第7条 投票締切期日は、常任理事会においてその都度決定する。